

指定袋の広告掲載にかかる業務仕様書

本業務は、指定袋の外袋及び内袋に設けられた広告スペースを買い取り、広告掲載基準に従って広告主を募集・選定し、広告の完全版下原稿を市の指定する期日までに市の指示する場所へ納めるもの。

1 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和6年11月30日までとする。

2 広告掲載対象

令和5年11月末納品分から令和6年10月末納品分の北九州市家庭ごみ用指定袋（大袋の外袋も含む）及び資源化物指定袋（ペットボトル用大袋及びプラスチック製容器包装用大袋の外袋も含む）

3 仕様

(1) 広告スペース

種 別			サイズ 単位：mm		
			天地	左右	
家庭ごみ用	大の外袋		55	190	
	大指定袋		130	400	
	中指定袋		100	310	
	小指定袋		90	230	
	特小指定袋		65	230	
資源化物用	大	ペットボトル用 プラスチック製容器包装用	外袋	55	190
			指定袋	130	400
	小	かん・びん用 ペットボトル用 プラスチック製容器包装用	指定袋	100	270

(2) 広告仕様

種 別			広告印刷に使用する色	
家庭ごみ用	大の外袋		白地に青一色	
	指定袋（全種）		半透明に青一色	
資源化物用	かん・びん用指定袋		半透明に茶一色	
	ペットボトル用	大の外袋	白地にオレンジ一色	
		指定袋	半透明にオレンジ一色	
	プラスチック製 容器包装用	大の外袋	白地に緑一色	
指定袋		半透明に緑一色		

※注意事項

- ・ポリ袋への印刷であるので、写真、網かけ及び同一色の濃淡は使用しないこと。
- ・広告枠は実線でふち取りし、各広告枠の左上に、広告と明記する。

(3) 広告原稿の種類

- ・同一種類のものに異なった広告を掲載することや印刷部数を指定することはできない。

4 広告掲載条件

(1) 広告原稿の提出

- ・広告原稿は、完全版下で市の指定する日までに環境局業務課に納入すること。
- ・広告取扱業者がこの日までに広告原稿を提出できないときは、当該スペースは北九州市で使用する。この場合でも、広告取扱業者は、契約に基づく広告料を納入しなければならない。

(2) 広告掲載基準

- ・別紙1「指定袋広告掲載基準」
- ・「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」のとおり

(3) スポンサーリスト及び役員等調書及び照会承諾書の提出

広告原稿の提出期限の10日前までに、掲載予定広告のスポンサーリスト（別紙2のとおり）及

びスポンサーの誓約書兼同意書（別紙3のとおり）を環境局業務課に提出し、了解を得ること。
 (4) 広告原稿のうち、表現内容で掲載にふさわしくないとと思われるものや広告掲載条件に抵触するものは、環境局業務課と協議の上、部分的な作り直し、さらにはスポンサーの変更を指示することがある。なお、広告原稿の修正は、広告取扱業者の責任において行うこと。

5 指定袋製造枚数計画及び原稿提出期限（目安）

指定袋の納期	袋の種別		製造枚数	外袋枚数	原稿提出期限
			(万枚)	(万枚)	
令和5年 11月末	資源化物用	大	395万枚	79万枚	令和5年 5月9日
		小	680万枚		
令和5年 12月末	家庭ごみ用	大	280万枚	28万枚	令和5年 5月29日
		中	277万枚		
		小	200万枚		
		特小	90万枚		
令和6年 2月末	家庭ごみ用	大	280万枚	28万枚	令和5年 6月30日
		中	282万枚		
		小	200万枚		
		特小	90万枚		
令和6年 4月末	家庭ごみ用	大	259万枚	25.9万枚	令和5年 9月15日
		中	236万枚		
		小	174万枚		
		特小	102万枚		
令和6年 5月末	資源化物用	大	75万枚	15万枚	令和5年 10月13日
		小	320万枚		
令和6年 6月末	家庭ごみ用	大	270万枚	27万枚	令和5年 11月10日
		中	260万枚		
		小	155万枚		
		特小	82万枚		
令和6年 7月末	資源化物用	大	230万枚	46万枚	令和5年 11月20日
		小	260万枚		
令和6年 8月末	家庭ごみ用	大	270万枚	27万枚	令和5年 12月4日
		中	280万枚		
		小	150万枚		
		特小	82万枚		
令和6年 10月末	家庭ごみ用	大	228万枚	22.8万枚	令和6年 2月15日
		中	231万枚		
		小	108万枚		
		特小	55万枚		
合 計			6601万枚	298.7万枚	

6 広告料の支払いと市の製造計画部数の変更

- (1) 製造完了にあたっては、市より広告取扱業者へ製造報告書（別紙4のとおり）及びサンプル品を提出する。
それに基づき、納品時期ごとに、市が発行する納入通知書により広告料を支払うこと。
- (2) 契約期間内の指定袋の製造数量は、市の都合により変更されることがある。
なお、指定袋の製造部数を変更する場合は、原稿提出期限の20日前までに通知する。
- (3) 指定袋の製造計画の変更に伴う広告の仕様等に変更が生じた場合の広告料については、双方協議により定めるものとする。

(別紙1)

指定袋広告掲載基準

1 ごみ収集用指定袋の性格

指定袋は、市民からごみ収集手数料を徴収し、その手数料に見合った指定ポリ袋を市から交付するものであるという性格上、公共性を考慮して品位を害さず、特定の業者に不利益を与えるようなものでない中立性を持ったものとする。

2 掲載しないもの

- ① 北九州市が特定の商品等を推奨しているかのような表現内容のもの
- ② 風俗営業取締法に定める風俗営業広告
- ③ 住民の射幸心を著しくあおるようなもの
- ④ 公序良俗に反する表現のもの
- ⑤ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの
- ⑥ 詐欺的なもの、または不良商法とみなされるもの
- ⑦ 主義主張などの意見広告
- ⑧ 政治性や宗教性のあるもの
- ⑨ 個人、法人の代表者の名前、写真などの名刺広告
- ⑩ 人材募集、会員募集などの広告
- ⑪ 銀行、信用金庫以外の金融機関
- ⑫ 指定袋取扱店と競合する広告（スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど）
- ⑬ 医療、薬品、化粧品などの広告で医療法、薬事法、医薬品等適正広告基準など法令に抵触するもの
- ⑭ 商品先物取引に関する広告
- ⑮ 住宅供給公社など公的機関並びに上場企業など実績と信用のある企業が行うものを除く不動産取引広告
- ⑯ 販売やイベントなどの期間が特定される広告
- ⑰ 人体に悪い影響を与える飲食物や器具等に関するもの
- ⑱ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の広告
- ⑲ その他、指定袋への広告として好ましくないと市が判断するもの

3 掲載の優先順位

- ① 国、政府関係機関、地方公共団体並びにこれらが営む企業
- ② 公共交通機関、ガス、電力会社、新聞、放送局（テレビ、ラジオ）、市内に本店又は支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農協その他これらに類するもの
- ③ 文化行事案内又は学生募集を行おうとする市内の学校
- ④ 特産品等に関する地元企業で、市のイメージアップに寄与すると認めるもの
- ⑤ 不特定多数の市民が利用できる文化・スポーツ施設

指定袋掲載広告スポンサーリスト
(令和 年 月納期分)

広告枠種別		スポンサー名	内容 (概要)
家庭ごみ用	指定袋 外袋	大袋	
	指定袋	中袋	
		小袋	
		特小	
資源化物用	指定袋	かん・びん	
	指定袋 外袋	ペットボトル (大袋)	
	指定袋	ペットボトル (小袋)	
	指定袋 外袋	プラスチック製 容器包装 (大袋)	
	指定袋	プラスチック製 容器包装 (小袋)	

広告代理店名

令和 年 月 日

北九州市長様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

印

誓約書兼同意書

下記の者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当しないことを誓約します。

また、下記に記載された者について、北九州市が、北九州市暴力団排除条例第6条に定める措置により、福岡県警察本部に照会することを承諾します。

代表者役職	フリ 氏 ガナ 名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

令和 年 月 日

様

北九州市環境局
業務課長
(担当:)

製造報告書
(令和5年度広告掲載契約第 回目製造分)

1 広告掲載 様
(広告主名)

2 製造枚数

	袋の種類	サイズ	製造枚数	広告内容
1			万枚 (外袋 万枚)	貴社から受領した広告原稿のとおり
2			万枚 (外袋 万枚)	
3			万枚 (外袋 万枚)	
4			万枚 (外袋 万枚)	
5			万枚 (外袋 万枚)	

3 店頭への出庫開始予定 (なお店頭販売の時期は多少異なる場合があります)

令和 年 月 日 ~